

第1回奈良地方労働審議会 家内労働部会 議事録

開催日時 令和6年1月26日（木）午前10時00分

開催場所 奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2階

1 出席者

公益代表委員	井川静恵、*高津融男、深水麻里
家内労働者代表委員	伊垣昭彦、田中あさ子、本村秀史
委託者代表委員	朝廣佳子、横山忠則、吉谷浩一
事務局	高木労働基準部長、箸方賃金室長、大橋室長補佐、 三浦労働基準監督官、北岡賃金調査員

*オンライン参加

2 審議事項

- (1) 部会長及び同代理の選出について
- (2) 家内労働部会運営規程の改正及び傍聴規程の新規策定について
- (3) 家内労働の現状について
- (4) 靴下製造業最低工賃の実態調査結果について
- (5) 奈良県靴下製造業最低工賃の金額改正等について
- (6) その他

3 主要経過・審議結果

【大橋賃金室長補佐】

それでは、ただ今から第1回奈良地方労働審議会 家内労働部会を始めさせていただきます。

まず、定足数の確認でございますが、地方労働審議会令第8条第1項では、「審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の2以上または労働者関係委員及びその臨時委員、使用者関係委員及びその臨時委員、そして公益関係委員及びその臨時委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない」と定められております。

本日は、高津委員はオンライン参加となっておりますが、全ての委員に出席いただいております。地方労働審議会令の規定による定足数は満たされておりますことをご報告いたします。

なお、本日は、議事録作成の関係上、皆様ご発言の際はお手元のマイクを使っていただきますようお願いいたします。

【箸方室長】

本日は、今期初めての家内労働部会となりますので、このあと部会長及び部会長代理をご選出いただくまでの間、議事の進行につきましては、事務局で担当させていただきます。なお、本日の部会につきまして傍聴希望者はおられなかったことをご報告いたします。

ここで、私ども事務局の紹介をさせていただきます。

労働基準部長の^{たかぎ}高木でございます。

【高木部長】

よろしくお願いいたします。

【箸方室長】

賃金室長補佐の^{おおはし}大橋でございます。

【大橋賃金室長補佐】

大橋でございます。よろしくお願いいたします。

【箸方室長】

私は賃金室長の^{はしかた}箸方でございます。よろしくお願いいたします。

本日、お集まりいただきました委員の皆様は、令和5年10月1日付けで奈良地方労働審議会委員もしくは臨時委員といたしまして、奈良労働局長に任命され、令和5

年11月17日に開催されました奈良地方労働審議会におきまして、会長から家内労働部会委員に指名されておられます。

ここで、委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思います。

お手元の資料の1ページの「奈良地方労働審議会 家内労働部会委員名簿」をご覧ください。名簿を読み上げさせていただき、ご紹介とさせていただきます。

奈良地方労働審議会 家内労働部会委員名簿

公益代表 いがわしずえ たかつよしお ふかみまり
井川静恵、高津融男、深水麻里

家内労働者代表 いがきあきひこ たなか こ もとむらひでふみ
伊垣昭彦、田中あさ子、本村秀史

委託者代表 あさひろよしこ よこやまただのり よしたにこういち
朝廣佳子、横山忠則、吉谷浩一

それでは議事に入ります前に、事務局を代表いたしまして労働基準部長の高木より、みなさまにご挨拶申し上げます。

【高木部長】

労働基準部長の高木でございます。委員の皆様におかれましては、日頃から労働行政にご理解、ご協力を賜っておりまして、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

また、この度は、ご多忙の中、家内労働部会委員の就任をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

令和6年は元日から能登半島地震や羽田空港での衝突事故など、大災害、大事故が続発する波乱の年明けとなりました。新型コロナはようやく落ち着いてきた雰囲気がありますが、代わりにインフルエンザが若年層を中心に流行してきており、世界ではウクライナの他パレスチナのガザ地区でも激しい戦闘が続き、経済的にも物価上昇が続いております。そうした中、厚生労働省では、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、家内労働法に基づきまして、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、安全衛生の確保等の様々な施策を推進しております。

私ども奈良労働局におきましても、委託状況届の提出勧奨や家内労働概況調査等により委託者及び家内労働者の把握に努めるとともに、家内労働安全衛生指導員を効率的に活用し、家内労働法遵守のための啓発活動を行っております。

また、最低工賃の新設及び改正を推進するために「第14次最低工賃新設・改正計画」を策定しており、本年度が「奈良県靴下製造業最低工賃」の見直しの年となっております。

本日はこの後から、家内労働の現状や最低工賃の金額改正等につきまして、事務局からご説明・ご提案させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、家内労働部会の開催に当たりまして私のご挨拶とさせていただきます。皆様どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【箸方室長】

それでは議事の冒頭ではございますが、家内労働部会につきましてご説明させていただきます。

お手元の資料の2ページの「奈良労働局における審議会」をご覧ください。

これは、奈良労働局におけます審議会を図示したものでございます。

奈良労働局には、地域別最低賃金額と特定の産業にかかる最低賃金額を調査・審議いたします奈良地方最低賃金審議会と奈良労働局が所掌いたします労働行政全般について調査・審議をいたします奈良地方労働審議会がございます。

そして、奈良地方労働審議会には、特定分野の調査・審議を行う部会が3つ置かれており、その中に家内労働に関するものとして、家内労働部会と最低工賃専門部会がございます。

最低工賃専門部会は、奈良地方労働審議会が奈良労働局長から最低工賃の改正決定等につきまして諮問を受けた場合に、その都度、設置し、具体的な最低工賃額等について調査・審議を行うものでございます。

これに対し、家内労働部会は、家内労働全般と、最低工賃の改正決定等に係る事項に関することにつきまして、調査・審議をするための常設の部会となっております。

地方労働審議会の設置につきましては、お手元の資料3ページの「厚生労働省組織令（抄）」が根拠になっており、地方労働審議会の運営につきましては、お手元の資料4ページの「地方労働審議会令」及び資料6ページの「奈良地方労働審議会運営規程」のとおりとなっております。

そして、本家内労働部会に係る運営につきましては、資料8ページの「奈良地方労働審議会家内労働部会運営規程」のとおりとなっておりますのでこちらをご覧ください。

この規程の第1条にございますように「議事運営は、厚生労働省組織令第156条の2、地方労働審議会令および奈良地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる」となっております。

なお、資料9ページから「家内労働法」の条文を、資料15ページから「家内労働法施行規則」の条文を、それぞれお付けしておりますが、時間の関係から、説明につきましては省略させていただきます。

それでは、

議題（1）「部会長及び同代理の選出について」

に入らせていただきます。

家内労働部会の部会長の選出につきましては、地方労働審議会令第6条第5項に定めるところによりまして「当該部会に属する公益を代表する委員または臨時委員のう

ちから、当該部会に属する委員および臨時委員が選挙する。」また、部会長代理の選出につきましては、地方労働審議会令第6条第7項に定めるところにより、「当該部会に属する公益を代表する委員または臨時委員のうちから部会長が指名する」こととなっております。

そこで、事務局といたしましては、公益代表委員によります互選の結果を家内労働者代表委員、委託者代表委員のみなさまにご承認いただく形をとらせていただきたいと思いますと考えておりますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(異議がないことを確認)

「ご異議なし」ということをございますので、本部会に先立ちまして公益代表委員の皆様で、部会長候補の互選と、同候補者がみなさまのご承認をいただけました場合に指名する部会長代理候補につきまして、事務局よりご報告いたします。

部会長候補は井川委員に、部会長代理候補は井川委員のご指名によりまして深水委員となりました。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

(異議がないことを確認)

「ご異議なし」ということをございますので、部会長は井川委員、部会長代理は深水委員にお願いすることといたします。

それでは、以後の議事進行につきまして井川部会長、お願いいたします。

【井川部会長】

部会長を務めることとなりました井川でございます。

皆様のご協力のもと家内労働部会を円滑に進めてまいりたいと存じます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、奈良地方労働審議会運営規程第6条により、本日の議事録の署名人を指名いたします。

家内労働者側は、田中委員

よろしくお願いいたします。

委託者側は、横山委員

よろしくお願いいたします。

では、続きまして、

議題(2)「家内労働部会運営規程の改正及び傍聴規程の策定について」の審議に入ります。

これについて事務局から説明をお願いします。

【箸方室長】

それでは、家内労働部会運営規程の改正についてご説明します。

家内労働部会運営規程につきましては、平成16年2月27日に施行されて以降、現在まで特段の改正なく運用されてきておりますが、今般、事務局において内容を確認しましたところ、一部に誤字があることが判明しました。今回の改正は誤字の修正ということになります。

誤字の場所は、第1条3行目「奈良地方労働審議会運営規定」の最後、定めるところになっているところを「程」という字に修正します。同じく第4条「この規定の」の定めるところになっているところも「程」という字に修正します。

また第3条「部会長は、部会が決議を行ったときは、当該決議を」とありますが、「決議」という言葉を「議決」という言葉に修正します。決議と議決、どちらも同じような言葉ではありますが、決議という言葉が使われているのは家内労働部会運営規程の第3条だけで、すぐ下の第4条では「この規定の改廃は、部会の議決に基づいて行う。」と「議決」という言葉になっており、また奈良地方労働審議会運営規程、地方労働審議会令いずれにおいても「決議」という言葉は使われておらず全て「議決」という言葉になっております。

続いて、家内労働部会傍聴規程の新規策定についてご説明します。

奈良地方労働審議会運営規程第5条第1項において、審議会は原則として公開する旨が規定され、また同条第2項において傍聴規程を別に定めることが規定されております。そして、奈良地方労働審議会運営規程第7条において、第2条から第6条までの規定は家内労働部会及び最低賃金専門部会に準用することが規定されております。

これまで、奈良地方労働審議会本審の傍聴規程は策定されておりましたが、家内労働部会の傍聴規程は策定されておりませんでした。同様の事例としては、奈良地方最低賃金審議会の専門部会において、審議会本審の傍聴規程とは別個に専門部会の傍聴規程を策定しております。こうした事例も踏まえまして、家内労働部会の傍聴規程を新規に策定することについて、本日の家内労働部会で提案する次第です。なお、傍聴規程案の内容は奈良地方労働審議会傍聴規程に準じた内容としております。

【井川部会長】

ありがとうございました。ただ今、事務局から、家内労働部会運営規程の改正及び傍聴規程の策定についてご説明いただきましたが、これについては特段問題ないものと考えますので、事務局提案のとおり改正及び策定したいと考えますが、皆様ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議がないことを確認)

【井川部会長】

それでは、特にご意見ご質問等ないので、家内労働部会運営規程の改正及

び傍聴規程の策定については、事務局提案のとおり、本日付で改正及び策定することといたします。

では、続きまして、

議題（３）「家内労働の現状について」

の審議に入ります。

これについて、事務局から説明をお願いします。

【箸方室長】

それでは、（３）家内労働の現状について、全国の現状と、奈良県における現状を説明させていただきます。

最初に、全国の現状です。資料 27 ページ「家内労働の現状」をご覧ください。厚生労働省では、家内労働の概況を把握し、家内労働対策の基礎資料とするため、毎年 10 月に全国的な調査を実施しています。これは令和 4 年の調査結果から家内労働の現状を取りまとめたものです。

資料 29 ページの「第 1 表 家内労働者数（男女別）及び委託者数の推移」をご覧ください。これは、全国の家内労働従事者数などの推移を経年的に示したものです。

ここで言います「家内労働者」とは、簡単に言いますと内職をされている方です。つまり、「製造業者や販売業者から委託を受け、主としてご自宅で物品の製造や加工等に従事しておられる方」を言います。「委託者」とは、家内労働者に内職を委託する方のことを言います。

家内労働者数でございますが、家内労働法が制定されました昭和 45 年以降の家内労働者数の推移をみますと、昭和 48 年の 1,844,400 人をピークとしましてその後減少が続き、表の一番右端、令和 4 年には 95,108 人と、前回令和元年の 105,054 人と比較して更に 9,946 人の減少となっております。

委託者数は緑の棒グラフですが、昭和 45 年の 113,100 人をピークとしまして減少が続き、表の一番右端、令和 4 年には 7,017 人、前回令和元年の 7,328 人と比較して更に 311 人の減少となっております。

家内労働者数を性別にみますと、女性が赤の折れ線グラフで 83,967 人、家内労働者全体の 88.3%を占めています。また、家内労働者数を類型別にみますと、家庭の主婦などが内職として従事する家内労働者は、令和 4 年で 89,278 人で全体の 93.9%を占めます（前回令和元年は 99,056 人で、全体の 94.3%を占めていました）。

一方、世帯主が本業として従事する専門的・家内労働者は令和 4 年で 4,308 人（4.5%）（前回令和元年は 4,741 人（4.5%））、農業や漁業の従事者などが本業の合間に従事する副業的・家内労働者は 1,522 人（1.6%）（前回令和元年は 1,257 人（1.2%））となっております。

続きまして、資料 30 ページ「第 2 表 業種別家内労働者の割合」と、乱丁で申し訳ないですが資料 36 ページ「業種別家内労働者数」をご覧ください。

令和 4 年の家内労働者数を業種別にみますと、貴金属の製造、玩具花火の製造、事

務用品製造などの「その他（雑貨等）」が28.9%、27,475人と最も多く、続いて衣服の縫製やニットの編立てなどの「繊維工業」が22.7%、21,554人、電気部品の組み立てなどの「電気機械器具製造業」が13.2%、12,564人となっており、これら3業種で全体の64.8%を占めています。

続きまして、資料31ページに戻っていただいて「第3表 都道府県別家内労働従事者数」、資料32ページの「都道府県別委託者数」をご覧ください。

ここで言います「家内労働従事者数」とは、家内労働者数と同居親族等補助者数の合計でございます。

家内労働者数を都道府県別にみますと、令和4年は東京都が9千人弱と最も多く、次いで愛知県が7千人強、大阪府が7千人弱と続いています。ちなみに奈良県は1,743人となっています。

そして、資料33ページには危険有害業務の種類、性別及び類型別危険有害業務に従事する家内労働従事者数を、資料34ページには業種別委託者数を、資料35ページには委託者1人当たりの平均家内労働者数をお示ししています。

続きまして、奈良県の家内労働の現状を説明させていただきます。

資料37ページから39ページは、委託者から奈良労働局に届出されました委託状況届をとりまとめたものです。

この委託状況届ですが、資料の最後から2つ目でございます「家内労働のしおり」の18ページの下半分をご覧ください。ここに記載されておりますとおり、委託者は、家内労働法にいう委託者になった場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月1日現在の状況について4月30日までに、委託業務の内容、家内労働者数などを記入した委託状況届を届け出すことになっています。

では、資料37ページに戻りまして「家内労働の現状（奈良県）」をご覧ください。

これは、令和5年10月1日現在の業種別の委託者数と家内労働者数、及び令和元年から令和5年までの委託者数と家内労働者数の推移を取りまとめたものです。

委託者数ですが、令和元年は156人であったのに対し、令和5年は144人と12人（7.7%）減少。家内労働者数は、令和元年は2,035人であったのに対し、令和5年は1,893人と142人（7.0%）減少となっていて、年による増減はありますが、全体的には減少傾向となっています。

委託者数を業種別に見ますと、繊維工業が84人（58.3%）と最も多く、次にその他（雑貨等）で26人（18.1%）、そして木材・木製品、家具・装備品製造業（主に割り箸）で8人（5.6%）となっています。

また、家内労働者数を業種別に見ますと、繊維工業が1,100人（58.1%）と最も多く、次にその他（雑貨等）で363人（19.2%）、そして木材・木製品、家具・装備品製造業（主に割り箸）で144人（7.6%）となっています。

そして、資料38ページ「家内労働者（繊維工業 E11）」の概況（奈良県）をご覧ください。

奈良県は、靴下製造業最低工賃が設定されておりますので、繊維工業の委託者数と

家内労働者数の推移をお示しさせていただきました。

令和元年は委託者数が95人(60.9%)、家内労働者数が1,078人(53.0%)であるのに対し、令和5年は委託者数が84人(58.3%)、家内労働者数は1,100人(58.1%)と、年による増減はありますが、全体的には減少傾向となっています。

以上、全国及び奈良県の家内労働の現状を説明させていただきました。

【井川部会長】

ありがとうございました。ただ今の事務局のご説明につきまして、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(意見・質問がないことを確認)

ご意見・ご質問がないようですので、次の議題に移らせていただきます。
それでは、

議題(4)「奈良県靴下製造業最低工賃の実態調査結果について」
の審議に入ります。

これについて事務局から説明をお願いします。

【箸方室長】

それでは、奈良県靴下最低工賃の金額改正等について、資料目次4「奈良県靴下製造業最低工賃」の項目に沿って説明させていただきます。

最初に目次4(1)及び(2)の第14次最低工賃の新設・改正計画につきまして、ご説明いたします。

最低工賃につきましては、家内労働者の労働条件の改善を図るため、必要な業種に適切な最低工賃を適正かつ効率的に決定することが求められており、最低工賃の新設・改正を促進するために、「最低工賃新設・改正計画」が定められてございます。

現在、各都道府県におきまして、令和4年度を初年度とする3か年の「第14次最低工賃新設・改正計画」を推進しているところでございます。

資料40ページをご覧ください。この「第14次最低工賃新設・改正計画方針」(抄)は、本省から示されました「第14次最低工賃新設・改正計画方針」から、必要な部分を抜粋したものでございます。

最低工賃の改正につきましては、家内労働法第8条第1項により、都道府県労働局長は、最低工賃の改正が必要と認めるときは、地方労働審議会に調査審議を求め、これを諮問といたしますが、その意見を聴いて、決定することができるとされています。

そして、「第14次最低工賃新設・改正計画方針」(抄)の「1改正について」の「(1)計画的な改正」にございますように、最低工賃につきましては、その実効性の

確保を図るため、3年を周期とする最低工賃新設・改正計画に従い、見直しを行うものとされています。

また、「(3)改正諮問の見送り」にございますように、実態調査の実施をはじめとする産業界の動向把握を行った上で、なお改正を行う状況にないと判断する場合は、地方労働審議会又は同審議会家内労働部会において、必ず、諮問見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃についての改正諮問の見送りを行うこととされています。

全国的に見ますと、業界の現状や委託者や家内労働者の減少などにより、改正諮問を見送るケースが長年にわたって続いておりましたが、昨今の物価上昇等に伴いまして改正が動き出しているところも次第に増えてきております。

そして、「2 最低工賃の新設について」ですが、最低工賃の新設については「設定の必要性の高い業種のうち、次のいずれかに合致するものから優先的に実施すること」としまして、(1) から (3) が示されています。

そして、「3 最低工賃の統合又は廃止の検討について」にございますように、最低工賃の適用家内労働者が100人未満に減少し、将来も増加する見通しがないなど、実効性を失ったと思われる最低工賃につきましては、今後の在り方を検討した上で、2つ以上の最低工賃を統合することがありうる場合などは、統合も含めて対応を検討することとし、また、検討が難しい場合は、廃止することも検討することとされています。なお、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等（含む家内労働部会）の意見を十分に聞いて尊重することとされています。

資料41ページは、奈良県の第14次最低工賃新設・改正計画ですが、ご説明してきましたとおり本年度令和5年度に奈良県靴下製造業最低工賃の改正につきまして検討することとなっております。

続きまして、(3) 奈良県の靴下製造業の現状についてご説明します。

資料43ページをご覧ください。今般の部会提出資料として「奈良県の靴下製造業の現状」と題する資料を取りまとめました。

1枚めくっていただき、資料44ページは「靴下」の定義を取りまとめたものです。

45ページからは「全国の靴下製造業の状況」として、各種統計資料から全国の靴下製造業の製品出荷額、製品産出事業場数、品種別生産量推移、1世帯当たり年間支出金額を取りまとめていますが、いずれの統計も、過去5年前と比較して減少を示しています。

50ページからは「奈良県の靴下製造業の状況」として、奈良県靴下製造業の歴史、各種統計資料から製品出荷額を取りまとめていますが、これも過去と比較するといずれも減少しています。52ページにもありますとおり、奈良県はソックス出荷額で全国の半分以上を占めているものの、全国平均以上に出荷額が減少しています。

また、54ページでは、3年前の資料でも取り上げていますが、奈良県のソックス

製造を取り巻く産業構造と、製造各社の取り組みについて改めて取り上げました。そして、58 ページからは、最近の取り組みとして奈良県靴下工業協同組合の活動が紹介されている記事을載せています。更に 61 ページからは商学集志の論文を載せております。これは日本大学商学部が年 4 回発行している学術雑誌の令和 3 年 6 月に発行された第 91 巻第 1 号に掲載された論文で、68 ページには靴下の国内生産量、輸入量、輸入浸透率の推移、69 ページには国内靴下製造業出荷額の推移が引用されています。

次に、資料 81 ページをご覧ください。これは、現在の奈良県靴下製造業最低工賃を示したものです。

靴下製造業の最低工賃は、この表にあります 3 種類の「業務」そして各業務ごとに設けられている「規格」ごとに額が決められています。

この「業務」と「規格」をご理解いただくために、靴下の製造工程につきまして、簡単にご説明させていただきます。

資料 82 ページからの資料は、奈良県における靴下の製造工程をお示したもので、次の 83 ページからは奈良県靴下工業協同組合のホームページに掲載されております画像を印刷したもので、**1**から**13**の順に製造工程が続いていきます。

88 ページからは、これも奈良県靴下工業協同組合のホームページに掲載されております動画をお借りしまして、靴下製造業最低工賃の「業務」をお示ししております。

88 ページは「抜き」と呼ばれる作業です。これは、最低工賃の作業のひとつです。

89 ページは、リンクグミシンやロッソミシンでの縫い合わせ、かがりの作業です。これも最低工賃の規格のひとつです。

ロッソミシンで行うかがり作業は、真ん中のスライドにありますように、ミシンが自動的に、コースに沿って任意に縫い合わせていくものです。イタリアのロッソ社がこの機械を開発して、広まりました。簡単に縫い合わせが出来るため、一般向けの製品に使用されています。その下のスライドは、リンクグミシンによる縫い合わせの作業の様子です。この作業は、編目をひとつひとつ拾い、円盤の周囲の針に刺し、縫い合わせるものです。針目数が多いほど技術と手間を要しますが、製品は高級化します。特徴としましては、縫い代が限りなく薄くなり、柄合わせができ、伸縮性に富んでいるということでございます。

続きまして、(6) 奈良県靴下製造業最低工賃の改定の経緯について、ご説明します。

資料の 90 ページをご覧ください。これは、奈良県靴下製造業最低工賃の改定の経緯を示したものです。

奈良県靴下製造業最低工賃は、昭和 42 年 5 月 1 日に新設されまして、その後、規格や金額を 11 回改正いたしました。

現行の最低工賃は、平成 10 年 12 月 24 日に改正されたものです。

続きまして、(7) 奈良県靴下製造業最低工賃が適用される委託者数と家内労働者数の推移について、ご説明させていただきます。

資料の 93 ページをご覧ください。これは、奈良県靴下製造業最低工賃の適用委託

者数と家内労働者数の推移の推計を示したものです。

この表は、届出されました委託状況届から、最低工賃に該当する作業を行っている可能性のある委託者数と家内労働者数を推計したものです。

表の下の注釈にございますように、ひとりの家内労働者が、最低工賃が適用される作業を複数されている場合は、それぞれの作業に人数をカウントしていますので、延べ人数になってございます。

ただし、委託者の中には届出をされていない業者もおられるものと考えられますので、この数値はあくまで推計をお示ししています。

その上で申し上げますと、前回の令和元年は委託者が 27 人、家内労働者は 131 人であったのに対し、3 年後の令和 5 年は委託者が 29 人、家内労働者は 135 人と横ばいの状況となっています。

続きまして、(8) 令和 5 年度 奈良県靴下製造業家内労働実態調査結果について、ご説明します。

資料の 94 ページをご覧ください。これは、今年度実施しました奈良県靴下製造業家内労働実態調査結果でございます。

この調査は、奈良労働局賃金室におきまして、県内の靴下製造業を営む事業場に対しまして、令和 5 年 10 月の工賃などの状況を通信調査により実施したものでございます。

目次をめくって、97 ページの「第 1 表 地域別家内労働者数 (サンプル数)」をご覧ください。

調査対象事業場数は、今回調査にご協力いただき、調査表をご提出いただいた事業場数で、合計 35 社です。

その横の家内労働者数は、この 35 社から内職を受けておられる家内労働者数で、合計 365 人となっています。

その横の調査家内労働者数は、表の下にありますように、調査対象事業場の家内労働者 365 人のうち、最低工賃の適用される作業を行っている、つまり最低工賃の適用を受ける家内労働者数で、合計 123 人となっています。

次に、98 ページの「第 2 表 製品別、規模別家内労働者調査事業場 (委託者) 数」をご覧ください。この表は、調査対象事業場を家内労働者数別に、どのような製品の製造を委託しているのかを集計したものです。

次に、その下の「第 3 表 作業内容別調査家内労働者数」をご覧ください。この表は、97 ページの第 1 表の調査家内労働者数を最低工賃の対象業務別に集計したものです。なお、表下の※印にございますように、一人で複数の業務を行っている場合は、それぞれの作業内容にカウントしていますので、調査家内労働者数は延べ人数となっています。

次に、99 ページの第 4 表 作業内容別、家内労働者平均作業量及び工賃額」をご覧ください。

区分の「1 時間当たり平均作業量 (デカ)」は、各家内労働者の 1 時間当たりの作業量

を平均したものです。

「平均工賃単価（円）」は、各家内労働者の1デカ当りの工賃を平均したものです。

「1時間当り平均工賃額（円）」は、各家内労働者の1時間当りの工賃額を平均したものです。

「8時間当り平均工賃額（円）」は、各家内労働者の8時間当りの工賃額を平均したものです。

次に、100ページをご覧ください。これはリンクグミシンによるかがりについての調査結果をとりまとめたものでございます。

「第5-1表 年齢、経験年数別家内労働者数」をご覧ください。

年齢別では60歳以上69歳以下が最も多く10人（62.5%）、経験年数別では10年以上が最も多く12人（75.0%）でした。

次に、その下の「第5-2表 1ヶ月合計就業時間数別家内労働者数」をご覧ください。作業を行っている時間数は、幅広に分布していますが、1ヶ月60時間～69時間の方及び100時間以上の方がそれぞれ4人（25.0%）と最も多くなっています。

次に、101ページの「第5-3表 工賃単価階級別家内労働者数」をご覧ください。色塗りの部分は、最低工賃未満の金額を示しています。

規格が180～219本では最低工賃は185円ですが、家内労働者の分布をみますと200～209円が最も多く、9人となっています。

また、規格が220本以上では、最低工賃は229円ですが、家内労働者の分布をみますと229～239円が最も多く8人となっています。

なお、表下の※印にございますように、一人で複数の規格の作業を行っている家内労働者10名分をそれぞれの規格にカウントしていますので、調査家内労働者数は延べ人数となっています。

次に、102ページの「第5-4表 工賃月収額階級別家内労働者数」をご覧ください。この表は、規格別、月収別の家内労働者数の分布を示したものです。

いずれの規格においても、概ね9万円未満までの家内労働者の割合が多くなっています。なお、表下の※印にございますように、一人で複数の規格の作業を行っている家内労働者10名分をそれぞれの規格にカウントしていますので、調査家内労働者数は延べ人数となっています。

次に、103ページをご覧ください。ここからはロッソミシンによるかがりについての調査結果をとりまとめたものです。

「第6-1表 年齢、経験年数別家内労働者数」をご覧ください。

年齢別では70歳以上が最も多く35人（53.3%）、経験年数別では10年以上が最も多く43人（71.7%）となっています。

次に、その下の「第6-2表 1ヶ月合計就業時間数別家内労働者数」をご覧ください。作業を行っている時間数は、幅広に分布しており、そのうち、1ヶ月100時間以上の方が最も多く22人（37.9%）、次いで1ヶ月40時間～49時間の方が9人

(15.5%)と、かなりばらつきが見られます。

次に、104ページの「第6-3表 工賃単価階級別家内労働者数」をご覧ください。色塗りの部分は、最低工賃未満の金額を示してございます。

ミシン（委託者持ち）の最低工賃は30円ですが、家内労働者の分布をみますと40円～49円で30人（66.7%）、30円から39円で7人（15.6%）となっています。

ミシン（家内労働者持ち）の最低工賃は36円ですが、家内労働者の分布をみますと50円～59円で11人（73.3%）、60円～69円及び70円～79円それぞれ2人（13.3%）となっています。

次に、105ページの「第6-4表 工賃月収額階級別家内労働者数」をご覧ください。この表は、規格別、月収別の家内労働者数の分布を示したものです。

いずれの規格においても、概ね6万円未満までの家内労働者の割合が多くなっています。

次に、106ページをご覧ください。ここからは「抜き」についての調査結果をとりまとめたものです。

「第7-1表 年齢、経験年数別家内労働者数」をご覧ください。

手作業では、年齢別では60歳～69歳が最も多く14人（37.8%）、経験年数別では10年以上が最も多く9人（24.3%）となっています。

機械作業でも、年齢別では70歳以上が最も多く5人（55.5%）、経験年数別では10年以上が最も多く7人（70.0%）となっています。

次に、その下の「第7-2表 1ヶ月合計就業時間数別家内労働者数」をご覧ください。手作業の場合は、作業を行っている時間数は、幅広く分布しておりますが、1ヶ月20時間未満の方が最も多く11人、次いで1ヶ月30時間～39時間の8人となっています。

また、機械作業の場合は、作業を行っている時間数は、1ヶ月40時間～49時間の方が最も多く、3人となっています。

次に、107ページの「第7-3表 工賃単価階級別家内労働者数」をご覧ください。色塗りの部分は、最低工賃未満の金額を示しています。

手作業の最低工賃は31円ですが、家内労働者の分布をみますと一番多いのが40円から49円の層で21人（56.8%）でした。なお、最低工賃未満となる29円以下の層にはいませんでした。

また、機械作業の最低工賃は18円ですが、家内労働者の分布をみますと18円から19円と20円から29円にそれぞれ3人となっています。

次に、108ページの「第7-4表 工賃月収額階級別家内労働者数」をご覧ください。この表は、規格別、月収別の家内労働者数の分布を示したものととなります。どの規格においても、概ね1万円～3万円未満の家内労働者が多くなっています。

次に、109ページの「第8-1表 家内労働者の増減等の状況、家内労働者数減の理由」をご覧ください。

これによりますと、回答いただいた35事業場のうち「家内労働者が減った」と回

答された事業場は11事業場(31.4%)、「増えた」と回答した事業場は1事業場(2.9%)でした。家内労働者が減った理由は「家内労働者が辞めたため」が最も多く7事業場、以下「受注減のため」「自社で製造することとしたため」「その他」が各2事業場でした。なお、その他の2事業場の詳細は「パート賃金上がるが内職は何十年も単価が上がらない」と「高齢のため」でした。

そして、110ページの「第8-2表 家内労働者0人の事業場数、時期、理由」をご覧ください。

回答いただいた35事業場のうち「家内労働者が0人」と回答されている事業場は7事業場(20.0%)でした。0人になった時期は「今年から」が最も多く、家内労働者が0人になった理由は「後継者不足」が最も多く、以下「受注減」「自社で製造することとした」と続きます。なお、その他の1事業場は「ドラッグ向けサポーターの製造にシフト転換し靴下の製造がなくなり、それに伴いリンキング、ロスト、抜きの内職がなくなったため」とのことでした。

以上が、令和5年度 奈良県靴下製造業家内労働実態調査結果でございます。

最後に、その他の資料としまして、先ほどご説明いたしました「家内労働実態調査の本年から過去5年分の結果」を取りまとめた資料、「家内労働のしおり(令和5年度版)」、「奈良県最低賃金のリーフレット」をお付けいたしました。

それから、追加資料として、消費者物価指数(持ち家の帰属家賃を除く総合)を配布しております。こちらは総務省のホームページで公開されております消費者物価指数を事務局でエクセルにより折れ線グラフにしたものです。令和2年を100とする指数で、①は昭和22年から令和5年11月までの約75年分を全て表示したものです。ただ期間が長すぎて最近の変化が分かりにくいので、事務局でいくつかの期間に分割して表示したものが②~④になります。②は現行の最低工賃が決定された平成10年からさかのぼって10年間、平成元年から平成10年までの消費者物価指数の推移で、途中バブル崩壊等ありましたが概ね右肩上がりで推移しております。③は平成10年から前々回の家内労働部会が行われた平成29年までの20年間の推移ですが、一転して平成10年の水準をずっと下回る長期低迷の時代が続き、平成10年の水準を回復したのが平成27年、しかし平成29年でも98.3であり平成10年の97.6と比較しても0.7ポイントしか上がっておらず、それまでの長期低迷も考えれば改正には踏み切れなかったのもやむを得ないものと考えられます。そして最後④は平成10年以降初めて平成10年の水準を上回った平成28年から令和5年までの推移です。令和2年は100ですので平成10年と比べて2.4ポイント上がっていますが、いかんせんコロナ初年度ということもあり前回は改正できませんでした。そして今年度はご覧のとおり108.1となっており、平成10年と比べて10.5ポイント、率にして約10.8%上昇しています。

以上でございます。

【井川部会長】

ありがとうございました。

ただ今の事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問がないことを確認)

ご意見、ご質問がないようですので、引き続き、

議題(5)「奈良県靴下製造業最低工賃の金額改正等について」

の審議に入ります。これについて事務局から説明をお願いいたします。

【箸方室長】

ここまで、全国と奈良県の家内労働の状況、そして全国と奈良県の靴下製造業の状況と奈良県靴下製造業家内労働の実態調査結果についてご説明いたしました。

そして、今回の家内労働部会におきまして、第14次計画に従って奈良県靴下製造業最低工賃をどのようにすべきかについて、事務局からは、本年は最低工賃の改正を行うべき状況であると判断されるので、改正諮問を行うことが妥当である、というご提案をさせていただきたいと思えます。

今回、改正諮問、つまり最低工賃の引き上げをご提案します理由ですが、前回令和2年度と比較して大きく変わったのが新型コロナウイルス感染症の影響の収束です。皆様ご存じのとおり、昨年5月8日をもって新型コロナウイルスが5類に移行し、行動制限が解除されたことに伴い、社会活動が本格的にコロナ前の状況に戻ってきました。

また、本年の奈良県最低賃金額が、昨年までの引上げ額を大きく上回る「+40円」となり、全国的にも最低賃金の加重平均が1,000円を超え、そして岸田総理は更に今後10年ほどかけて最低賃金の全国加重平均1,500円を目指すとし、引き続き社会全体として賃上げ、価格転嫁、適正取引の機運が高まっております。

また、消費者物価指数は、現行の最低工賃が定められた平成10年以降20年に及ぶ長期低迷の時代が続きましたが、令和4年から物価上昇が本格化し、令和5年は更に加速している状況にあります。

一方で、最低工賃が適用される家内労働者数については減少傾向が下げ止まったとは言っても横ばいの状態であり依然として少ない状況であること、60歳以上の家内労働者が多数を占めており、その傾向は過去からの年別調査結果をみても変化がない状況にあること、少なくとも現時点においては、家内労働者が増加に転じる要素は少ない状況にあると思われること、現在の最低工賃と、実際に家内労働者に支払われている工賃との間に大きな乖離は見られず「最低工賃の実効性が失われている状況」とまでは言えないこと、安価な外国製品との競争にさらされる厳しい状況は今後も引き続き継続すると考えられることも事実であります。

なお、参考までに申し上げますと、全国で靴下製造業最低工賃が設定されておりますのは、奈良県と兵庫県のみです。

兵庫県は、平成13年6月14日に改正されて以降、改正されておられません。最近では、令和4年2月(令和3年度)に検討されましたが、「家内労働者の人数が増えて

おらず、また工賃よりも業務量確保を求める意見が家内労働者側から寄せられている。」として改正見送りとなりました。

一方、靴下製造業と類似性があると考えられるものとして、埼玉県に足袋製造業最低工賃が設定されております。

埼玉県の足袋製造業最低工賃は、平成10年4月30日に改正されて以降、やはり四半世紀にわたって据え置きが続いておりましたが、昨年度令和4年度に「最低賃金が毎年大幅に引き上げられていること、物価高騰の影響を受ける家内労働者の支援が必要と考えられること」等を理由として、四半世紀ぶりの引き上げが実施されたところ です。

また、改正諮問の見送りを行う場合については、先ほどご説明しました「第14次最低工賃新設・改正計画方針」「(3)改正諮問の見送り」のとおり、必ず諮問見送りと判断した理由の説明を行うこと、とされており、現在の状況でなぜ改正しないのか、対外的に説明できるようにする必要があります。

以上、総合的に検討した結果、本年は、全体的な方向としては、最低工賃の改正を行うべき状況であり、引き上げ幅については、業界の実情を十分考慮し、悪影響を及ぼさない範囲とするべきと考えます。

皆様のご意見を頂戴いたしたく存じます。

以上でございます。

【井川部会長】

ありがとうございました。

ただ今事務局から、本年は奈良県靴下製造業最低工賃について改正するべき旨を諮問することが妥当ではないか、また、そう判断される理由についての説明がなされました。

これにつきまして、委員のみなさんからご意見、ご質問をお願いしたいと存じます。最初に、委託者側委員の皆様、お願いいたします。

【吉谷委員】

吉谷靴下の吉谷と申します。靴下ということで、我々のところに関わっているところですので、ちょっと意見を述べさせていただきます。確かに昨今、国策というところでいうと賃金の値上げ、それから物価の上昇、これはどうしてもやっぱりという状況にあります。本当に我々靴下業界を取り巻く環境、先ほど説明がありましたとおり、厳しい状況であります。ただし、奈良県の靴下がやはり日本の生産の60%を占めるぐらいはまだ残っているというのは、もちろん靴下全体でいうと輸入が90%を超えるかっていうほど入ってきますけども、その僅か10%の中の60%なのですけれど、それがやっぱり奈良県になぜ60%残っているというのは、靴下産地奈良県以外の兵庫県であったり愛知であったり九州であったのですけども、奈良が一番、産地として残っているというのは、やはり今言われているのは、一番の理由としては奈良県がやっ

ぱり一番産地構造ができていまして、皆さんが助け合う、靴下製造業だけじゃなしにそれを取り巻く下請け屋さん、それから加工業さん、それから、部品、機械屋さんが奈良の産地の中で存在して、それが環境の悪い中で支え合ってきた、それがやっぱり奈良の靴下が60%残っているという状況でございます。

もちろん今、内職さんというところの非常に工賃というところでご迷惑をかけながら、何とかこの厳しい時代を生き残ってきたというような状況でございます。その中で、本当にどンドンどンドンやっぱり靴下の生産というのは減ってきています。国内のところでいうとやっぱり非常に値段、海外からの値段が非常に安く入ってきています。靴下でいうと100円ショップにあるような靴下から百貨店に売っているような靴下まで値段がいろいろあって、消費者さんの方でいうと安くしようとしたら安くできるようなスタンスでございます。その中で、我々靴下事業者は、何とかこの技術をやっぱり守っていかなければいけない、この靴下の技術がなくなって、ほとんどが海外の生産になってしまうと、本当にこんな靴下が欲しいのにとかいう消費者の声を聞けないような大量生産の海外の靴下しか残っていかないというような未来が見えてくるので、何とか消費者の意見を吸い取るような靴下を作っていかなければいけない、ということで日々頑張っているような状況でございます。その中で、皆さん、従業員も内職屋さんも皆何とか頑張っております。そのあたりを加味しながら進めていただければと思います。

以上です。

【井川部会長】

ありがとうございます。

横山委員いかがでしょうか。

【横山委員】

三和運輸の横山と申します。運送業界の話をちょっとさせていただきたいのですが、運送業界に関しては俗にいう2024年問題、今年の4月から運転手の労働時間の規制、運転時間の規制、仕事を終えてから次、始めるまでのインターバルが長くなるとか、このままいくとですね同じ台数で動いている限り物流が減少すると、物流が減ると売り上げも減少して、運転手に支払える賃金も非常に厳しいとなってくる状況に直面しつつあります。

ただ、今の産業界ですね全産業、経団連さんにしても何にしても政府としても賃上げとかいう話が出てきていますようにですね、運送業界もこのまま賃上げしなければ運転手が他に転職してしまう、逆に運転手不足ということで会社の経営にも影響がでてくるというような状況にあります。

今回この靴下の家内労働というところですけども、ちょっと業界は違うのですけれども、運送業界の私どもは運転手の賃上げをこの4月から値上げをほぼ決めているような状況で、生活の根底で安全運転をしていただくので、生活の安定をまず確保して

やろうという方向で向かっております。違う業界にですね、私の方から意見を言うのはおこがましい気がするのですが、やはり今後、内職をされてる方の生活とかを考えるとですね、長い間上げてないわけですから、今回上げることに対しては私としては賛成させていただきたいと思います。

以上です。

【井川部会長】

ありがとうございます。

朝廣委員いかがでしょうか。

【朝廣委員】

読売奈良ライフの朝廣と申します。

私ども情報誌の発行とか、奈良のサイトとかを作らせていただいているのですが、靴下業界さんも何度か取材をさせていただいているのですが、今、吉谷社長さんがおっしゃったようにですね、吉谷さんのほかにもこちらに出ておられる会社、またそれ以外にも足のガサガサを治す靴下を新しく開発されたり、非常にかんばっておられる個性的な会社が多いなというも思っております。なので、何とか奈良の靴下業界は、全国に奈良だけだなというものは残しておく、この先も発展していただきたいですし、そういう意味で労働者も経営者ももっと両方が納得するような形が一番いいのですが、昨今の物価高もありまして、やはり最低工賃を上げるというのは私達は賛成ですが、経営者が経営を維持できることも考えながら、難しいのですが、いいあんどで数字が決められたらいいのではないかなと思っております。

以上です。

【井川部会長】

ありがとうございました。

続きまして、家内労働者側委員のみなさま、お願いいたします。

本村委員お願いいたします。

【本村委員】

委員の本村です。よろしくお願いいたします。

まずは事務局の提案に関しては賛成ということになるのですが、具体的にいくらか上げるかということは、ここでは話はしないだろうと思います。今ほど朝廣委員からありましたように、最終的に家内労働者、使用者側で納得のいくかたちになるというのだろうというところでは、この間、平成10年から工賃の変更がなかったということは、それなりにないにはない理由があったわけなのですが、昨今の物価上昇を踏まえて、上げるのであればこの時期、このタイミングでしかないだろうというふうには思っています。あと労働時間とかからみましても、おそらくこれで主

に生活を立てておられるのではないのだろうというのは推測はできるわけなのですが、それでも物価上昇に対する影響を受けているわけですから、何らかの形で今回工賃の引き上げはすべきだろうというふうには思っています。はい。

【井川部会長】

ありがとうございます。
田中委員お願いいたします。

【田中委員】

田中でございます。よろしくお願いいたします。
私も労働者の立場ということで、ここに出席させていただいておりますが、事務局のご説明に同意はいたしますけれども、お話を聞いておりました、その家内労働者の需要ってどれぐらいなのだろうなというふうにはちょっと疑問といたしますか、感じたところなのですけれども、最低賃金（工賃）を上げることに対しては、本当に昨今のエネルギーなどの物価の高騰であったり、それから生活必需品の高騰であったりというのは否めないというか、上げるしかないのではないかと思うのですけれども、でも上げてしまって家内労働者の必要性というか、それからメリットといたしますか、そういうのがいかなければ、本末転倒になってしまうのではないかなというふうに思いますので、その上げ幅については要検討という形で同意させていただきたいなというふうには思っております。
以上です。

【井川部会長】

ありがとうございました。
伊垣委員お願いいたします。

【伊垣委員】

伊垣でございます。今、田中委員の方も申されたとおり、労働者側から言いますと、やはり昨今の物価上昇、最低賃金の上昇に合わせて、工賃の見直していうところも行っていかなければいけないかなというふうに思います。ただ、やはり企業さまの業績であったり、体力というところも考えていかなければ雇用がなくなるということも考えられるのではないかと、そうすれば本末転倒ということにもなりますので、そのへんを上手に考えながら金額を決めていかなければならないのではないかなというふうに思います。
以上です。

【井川部会長】

ありがとうございました。

他にどなたか、ご意見はございませんでしょうか。
吉谷委員お願いいたします。

【吉谷委員】

需要というところでは、需要は本当に生産数がどんどんどんどん減っていますので、毎年毎年減ってきているというような状況です。その中で、特に先ほどのご説明がありました、リンクング、ロッソというところですが、つま先の縫い部分についてですね、段々段々、機械化が進んできて、自動化という部分になってきておりました、靴下の足数が減っている上に、さらに内職が減っているというような状態になってきております。我々の会社もやっぱり機械を入れ替えて自動化の方には向かっております。

しかし、靴下の業者で奈良県の組合に入っている組合員ですけど、今で約110社ほど組合員があります。昭和42年ぐらいのときには1,000社を超えていたんですけども、10分の1になっています。しかしあの100社ということでも多いなという感じが私はします。やはり零細さんがやっぱり多くて、本当に直接大手さんとの取引口座を持っておられるっていうのは、本当に20~30社ぐらいで、半分以上がやっぱり零細の下請けさんと、そういうところもやっぱり非常に多いです。そういう下請け屋さんが逆にいうと機械の更新ができず、まだ古い機械をまわされて、ロッソ機とかリンクング機でまわされている状態です。

今、靴下の編み機、日本のメーカーがなくなりまして、全部靴下の編機、海外製の編機になっています。韓国、台湾、イタリアというところが編機メーカーです。皆さん靴下の操作パネル、最近ではコンピューターになってきています。全部やっぱり日本語のってないのです。全部英語なのです。そういう意味合いでいうと、機械をまわす方も高齢化になってきて、そういう機械をまわせなくなってきた、新しい自動化の機械をまわせなくなっています。だから、技術者がいない、それと買い替えの資金がないというところで、まだまだやっぱり奈良の産地、まあ日本どこの産地でもそうなのですが、古い機械の日本製の古い機械がまだカタカタとまわっているという、そういうところほど下請け業者さんを使われているというようなことになります。

それともう一つ、ちょっと我々のどうしても靴下の業界、競争が激しくて、すみ分けがもうごちゃごちゃになっていまして、やっぱりこの取り合いになっているので、やはりその我々も他社の工場に見に行くということができないし、入れてもらえないというか、競争がやっぱり激しいので、だからその中で、独自の技術というのいろいろとあると思います。それに、組合の方もやっぱりなかなかその実情を把握していくというところがしにくい、私もちょっと理解はしきれては不是ですけども、そういうところがあるという業者さんがあるというのと、それからその先ほどのちょっと工賃をみておきますと、やっぱり単価はやっぱり最低なんだな、そこでよりはやっぱり確かに1割2割みなさん上げてはやっておられるし、できるところはやっておられるとは思いますが、そのかわりその零細さんで、どうしてもやっぱりそういう下請け屋

さんが厳しくなっているのかなというのが先ほどの工賃の金額のレベルからはそんな感じがしました。

以上です。

【井川部会長】

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

では、様々なご意見いただきまして、ありがとうございます。

国内の靴下製造業は引き続き厳しい状況にあるということは労使共通の認識と言って良いと思いますが、やはり現下の社会情勢、人手不足や物価高騰などを考慮しますと、今回の奈良県靴下最低工賃の改正諮問につきましては「改正することが適当である」という判断で、当部会としての意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

(異議がないことを確認)

「異議なし」ということですので、奈良県靴下製造業最低工賃の改正諮問は、「改正することが適当である」ことといたします。

この結果は、3月14日に開催します奈良地方労働審議会で、報告することといたします。

それでは、報告書の検討に入ります。

事務局の方から、委員のみなさまに報告書の案を配布してください。

(報告書(案)を各委員に配布)

【箸方室長】

皆様、行きあたりしましたでしょうか。

それでは、報告書の案を読み上げさせていただきます。

(案)

令和6年1月26日

奈良地方労働審議会

会長 深水 麻里 殿

奈良地方労働審議会
家内労働部会
部会長 井川 静恵

奈良県靴下製造業最低工賃の改正決定について（報告）

当部会は、令和6年1月26日開催の部会において、奈良県靴下製造業最低工賃の改正決定について慎重に審議を行った結果、改正決定することが必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員	井川 静恵	高津 融男	深水 麻里
家内労働者代表委員	伊垣 昭彦	田中 あさ子	本村 秀史
委託者代表委員	朝廣 佳子	横山 忠則	吉谷 浩一

以上でございます。

【井川部会長】

ありがとうございました。この報告書の案につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

ご意見、ご質問がないようですので、案を消して当部会の報告書といたします。それでは、事務局から今後の予定について説明をお願いいたします。

【箸方室長】

本日、奈良県靴下製造業最低工賃につきまして「改正の必要あり」との結論をいただきましたので、本日この後、奈良労働局長から地方労働審議会会長あて最低工賃改正諮問を行わせていただきます。部会長代理の深水委員におかれましては、地方労働

審議会会長として、局長室までご案内しますのでよろしく申し上げます。

その後、最低工賃部会の日程について、令和6年2月5日午後または19日午前と事前にご案内しておりましたが、関係家内労働者の意見聴取に相応の日程を要することが見込まれますため、2月5日は断念させていただき、2月19日、月曜日、午前10時から、本日と同じこの会議室で最低工賃部会を開催させていただきたいと思っております。開催通知については別途送付いたしますので、よろしく申し上げます。

また、奈良労働局長から改正諮問を行いましたら、奈良労働局の掲示板等に関係家内労働者及び関係委託者からの意見を求める「意見聴取に関する公示」を行います。また、最低工賃部会における参考資料とするため、最低工賃設定業務を委託している委託者と実際に業務を行っている家内労働者に対しまして、事務局で改めて意見聴取を行うことを予定しております。その結果を最低工賃部会に報告することによりまして、関係者からの直接の意見聴取に代えさせていただきたいと考えております。

意見聴取項目案につきましては、本日の次第と合わせて1枚のペーパーをお手元にお配りしております。内容をご確認いただきまして、追加で聴取すべき項目等がございましたらご提案いただければと思います。よろしく申し上げます。

【井川部会長】

ありがとうございます。ただいま事務局から今後の予定について説明していただきました。

まず、最低工賃部会開催に当たり、事務局で関係委託者及び家内労働者から意見聴取を行うということですが、事務局で意見聴取を行い、その結果を最低工賃部会に報告することで代替するという提案につきましては、事務局案のとおりとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議がないことを確認)

【井川部会長】

ありがとうございます。次に、意見聴取項目の案につきましては、上が委託者用、下が家内労働者用ということですが、この他に何か追加で聴取すべき事項がありましたらご提案いただければと思います。

深水委員お願いいたします。

【深水委員】

深水です。この委託者あての12番について、「引き上げられた場合、変更検討するか」とここに含まれると思うんですけど、「引き上げられたとして、いくらぐらいから検討対象に入ってくるか」という具体的なところをできれば聞いていただけたらな、と思います。

【高木部長】

そのようにを追加いたします。

【井川部会長】

ありがとうございます。

労働者側委員の皆様いかがでしょうか。

追加のご提案はございますでしょうか。

委託者側委員の皆様いかがでしょうか。

(追加提案がないことを確認)

他はよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、関係者からの意見聴取については、先ほどの深水委員からのご提案を追加して行うこととして、事務局で手続きを進めていただくということをお願いいたします。

それでは最後に、

議題（6）「その他」

の審議に入ります。

これについて、事務局から何かございますか。

【箸方室長】

次回、令和6年2月19日、月曜日、午前10時に最低工賃部会を開催させていただきますが、最低工賃部会ではまず、関係委託者及び労働者からの意見聴取結果を報告しました後、家内労働者側委員及び委託者側委員双方から、審議に当たっての基本的見解、ご意見をお話しいただきたいと考えております。具体的に何円、何%というところまで細かい意見ではなくて結構でございますので、おおよそこのように考えるというご意見をいただきたいということです。可能であれば前日までに事務局あてメールでいただければ、当日紙に印刷してお配りいたします。その後、委託者側、労働者側双方から具体的な金額をお聞かせいただければと思います。よろしく申し上げます。

【井川部会長】

労働者側委員、委託者側委員の皆様よろしくお願ひいたします。

【吉谷委員】

2月19日というのは決定ですか。ちょっと予定が入っているのですが、2月5日に審議会という話ではなかったですか。

【高木部長】

2月19日の午前中はすでにご予定が入っているということでしょうか、失礼いたしました。ちょっとまた日程につきましては、改めて再度事務局の方で調整させていただきまして、各委員の皆様へご連絡差し上げたいと思います。大変失礼いたしました。

【大橋室長補佐】

すみません。それでは2月16日の午前のご予定のある方は、横山委員はいかでしょうか。

【横山委員】

大丈夫です。九州から帰ってきます。朝一で戻る予定です。

【大橋室長補佐】

2月16日よろしくないという方はいらっしゃいますでしょうか。16日の10時からということであれば、皆様大丈夫でしょうか。

【高木部長】

大変申し訳ございません。2月16日、金曜日、午前10時からの予定ということで申し訳ありません。何とかその日までに関係委託者様、関係家内労働者様に聞き取りをいたしまして、その結果をご報告できるようにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【井川部会長】

それでは、これもちまして本日の家内労働部会を終了いたします。皆様、お疲れ様でした。ありがとうございました。